

令和6年度 教育福祉常任委員会行政視察報告書

令和6年5月8日（水）～ 9日（木）

東京都江戸川区・群馬県高崎市

視 察 報 告 書

次のとおり実施したので報告します。

1 期 間	令和6年 5月8日(水) ~ 5月9日(木)	
2 場 所	東京都江戸川区	群馬県高崎市
人口	690,476人	366,547人
面積	49.09平方キロメートル	459.16平方キロメートル
3 調査事項	教育福祉行政について <input checked="" type="checkbox"/> ひきこもり支援について <input checked="" type="checkbox"/> 高崎市ヤングケアラーSOS事業について	
4 観察内容 所感等	別紙のとおり	
5 観察議員 氏名	【委員長】内田美恵子 【副委員長】江川克哉 【委員】日暮俊一 甲斐俊光 島田安子 早川真 芝田真代 岩井康	
6 資 料	別添	

令和6年 5月27日

我孫子市議会議長様

教育福祉常任委員会 委員長 内田 美恵子



令和6年度教育福祉常任委員会行政視察報告書

江戸川区のひきこもり支援施策について ～誰も孤立させない地域社会を～

視察日時：2024年(令和6年)5月8日(水) 13:00～15:00

視察場所：東京都江戸川区役所

(東京都江戸川区中央1-4-1 TEL03-3652-1151(代表))

説明者：福祉部生活援護管理課課長 高橋徹成様

福祉部生活援護管理課ひきこもり施策係係長 櫻井佳代子様

議員参加者：江川克哉、日暮俊一、甲斐俊光、島田安子、早川 真、芝田真代、
岩井 康、内田美恵子

執行部参加者：星 範之(子ども部長)

随行者：工藤 文(議会事務局次長)、栗原卓哉(次長補佐)

1. 視察目的

2010年代以降の日本には、長年ひきこもる子どもを高齢になった親が支えて
いる高齢者ひきこもり症が発生しており、「8050問題」と言われる社会問
題となっている。

将来的に生活困窮に陥る可能性のあるひきこもりの方に対する先進的な江戸
川区の支援策を学ぶことによって、今後の我孫子市のひきこもり支援に活かす
ことを視察の目的とした。

参照

※江戸川区のひきこもりの定義：「仕事や学校等に行かず、家族以外の人との交流をほと
んどしない方」

※江戸川区のひきこもりの定義は、厚生労働省の定義(「仕事や学校に行かず、かつ家族
以外の人とほとんど交流せずに6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態」)から
期間の要件を除いている。

2. ひきこもり支援のきっかけ

区長がひきこもり当事者の父親から「この子のひきこもりが治るなら50万

でも100万でも安いです」という言葉を聞いたことが、ひきこもり支援を行うきっかけになった。

3. ひきこもり施策について

(1) ひきこもり調査

①令和元年度ひきこもり調査

- 調査対象：区民（インターネット）、民生委員、地域包括支援センター、地域活動支援センター等、福祉・健康行政に係わる職員

- 回答者合計：847名

- 調査期間：令和元年9月1日～10月31日

- 調査結果：ひきこもり当事者数：681名

↓

内閣府の調査結果をもとに算出すると1万人の当事者が区に潜在すると予測されるので、調査結果に対して、こんなに少ないはずがないと判断し、声を出せない当事者・家族が必ずいると想定した。

- 調査項目で最も多かった回答：

- ・当事者の年齢 40代
- ・当事者の性別 男
- ・同居の家族 有
- ・ひきこもり状態の期間 2年～9年
- ・ひきこもり状態になったきっかけ 疾病

②令和3年度ひきこもり調査

- 調査対象：15歳以上の方のうち給与収入で課税されていない方、区の介護・障害等の行政サービスを利用していない方

※14歳以下は学校が不登校情報を把握しているため調査対象外

- 調査期間：令和3年7月14日～令和4年2月28日

- 調査世帯数：180,503世帯/345,000世帯

- 調査方法：調査世帯の世帯主宛に調査用紙を郵送し回答をもとめた。

また、回答が無かった世帯に対して訪問し回答の促しをした。

- 調査体制：39名（正規職員3名、派遣職員36名）

- 調査回答数：回答数合計103,196件(57.17%)

- 調査結果：ひきこもりが「いる」と回答した世帯数：7,604世帯

ひきこもり当事者の人数：7,919人

不登校人数：1,113人

ひきこもり支援者数：64人



区が把握しているひきこもり当事者 9,096人

●調査項目で最も多かった回答

- ・当事者年齢 40代
- ・当事者性別 女
- ・同居家族 有
- ・ひきこもり状態の期間 1年～3年
- ・ひきこもり状態になるきっかけ 長期の療養を有する病気にかかった

(2) ひきこもりオンライン相談

区役所まで来なくても、スマートフォンや自宅のパソコンから相談。

(3) 地域家族会エバーグリーン(令和3年3月13日設立)

ひきこもりに悩む家族が集まることで、孤立することなく、一緒に悩み支え合う仲間をつくる。江戸川区ひきこもり相談支援員も参加する。

(4) ひきこもりオンライン居場所

オンライン(メタバース)とリアル会場で参加方法を選び、参加者の投票で決めたトークテーマに沿って対話をを行うハイブリッド型の居場所。

●対象：どなたでも参加可能

●コーディネーター：ジャーナリスト・KHJ 全国ひきこもり家族会連合会副理事長 池上正樹

●開催数：令和4年度 6回、令和5年度 6回

●参加人数：令和4年度 会場93名、オンライン57名
令和5年度 会場63名、オンライン71名

(5) 江戸川区駄菓子屋居場所よりみち屋(委託)

●実施内容：

- ・当事者が集うことのできる居場所
- ・居場所に併設する駄菓子屋にて実施する就労体験

- 利用対象：
 - ・居場所は当事者など
 - ・就労体験は区のひきこもり相談を受けている当事者
- 履行場所：江戸川区瑞江 2-4-3 プラウド瑞江 102 号
- 開所日：
 - ・居場所は令和 5 年 1 月 30 日（プレオープン）
 - ・駄菓子屋（就労体験）は令和 5 年 2 月 27 日（オープン）
- 開所時間：
 - ・居場所は週 5 日 午前 11 時～午後 5 時
 - ・就労体験は週 5 日 午前 10 時 30 分～午後 5 時
- ※定休日：土・日・祝日
- 利用状況：利用人数（延べ） 8,595 名（ひきこもり当事者 1,907 名、その他 6,688 名）

（6）ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例

江戸川区では、令和 2 年度からひきこもりの相談窓口の開設、令和 3 年度にひきこもりの実態調査を実施し、区内に 9,096 人のひきこもりの状態にある方がいることを把握。

ひきこもりの状態からの回復には、区、関係機関、地域等がひきこもりの状態にある人等とつながり続けることが大切であることが見えてきた。

そこで、区では、オンライン居場所や駄菓子屋居場所よりみち屋の開設、講演会等を実施し、ひきこもりの状態への理解促進につとめている。

こうした動きの中で、ひきこもりの状態にある人やその家族等へのさらなるサポートの充実と区民等への理解促進を進め、ひきこもりの状態にある人やその家族等に寄り添い、一人ひとりの思いが尊重され、誰もが安心して暮らせるまちを実現するためにこの条例を制定した。

- 条例の目的：ひきこもりの状態にある人及び家族等を理解し、サポートするための基本理念を定め、江戸川区の責務及び区民等、事業者及び支援団体の役割を明らかにすることにより、ひきこもりの状態にある人等に対する理解の促進及びサポートを推進するとともに、ひきこもりの状態にある人等を含めた区に住むすべての者が自分自身を大切な存在と認め、互いに尊重し合いながら、ともに自分らしく暮らせるまちを実現することを目的とする。

- 施行日：令和 5 年 11 月 6 日施行

- 基本理念：1. ひきこもりの状態にある人が、地域の一員として、その生き方や価値観が尊重され、自分らしい暮らしを選択することができる。
- 2. ひきこもりの状態にある人等が、悩みや不安を一人で抱え孤立することなく、区、区民等及び支援団体と相談し、その状況に応じた必要なサポート又は配慮を求めることが可能である。

4. 令和5年度関係機関との連携

(1) ひきこもり支援連携会議

- 実施内容：ひきこもりの状態にある者及びその家族の支援を目的とし、区役所内のあらゆる部署の連携強化を進めるために設置

- 開催：年1回

- 参加者：1 当事者家族、区内19部署(地域振興課就労支援係、介護保険課事業調整係、障害者福祉課愛の手帳相談係、生活援護第二課自立支援係、児童相談所、健康サポートセンター、保健予防課命の相談係、なごみの家、地域活動支援センター等)

(2) ひきこもり支援協議会

- 実施内容：様々な立場の代表者が参加し、江戸川区のひきこもり施策への助言や研究、関係機関との連絡調整や情報共有の実施

- 開催：年3回

- 委員：学識経験者、ひきこもり支援専門家、ひきこもり経験者、ひきこもり経験者の家族、医療、相談支援、教育、町会・自治会、民生・児童委員、就労支援、江戸川区職員

- 主な内容：
 - ・条例の制定について
 - ・ひきこもり支援施策について

5. 所感

- ①区民の気持ちに寄り添い、誰もが自分らしく生きることができる区政
区長がひきこもり当事者の父親の声を聞いたことがひきこもり支援のきっかけであったということからも分かるように、江戸川区は区民の気持ちに寄り添

った区政を行っていると感じました。

また、江戸川区は、世田谷区とともに23区初の「先導的共生社会ホストタウン」に認定されており、誰もが自分らしく生きることができるまちを実現するため、「ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例」を制定したことも理解できました。

②ひきこもり支援のための丁寧な「江戸川区ひきこもり実態調査」

令和元年度の調査結果を、区のひきこもりが「こんなに少ないはずがない」と判断し、令和3年度に再度実態調査を行い、内閣府の調査から導き出された人口当たりのひきこもりの出現率(1.5%)に近いひきこもり当事者を把握する結果となりました。

ひきこもり実態調査を通して、区長をはじめ担当者のひきこもり支援に対する思い入れと区の職員の丁寧な仕事ぶりを感じました。

③ひきこもりの状態から回復するための様々な施策展開

ひきこもり状態にある方やその家族などの声から、ひきこもりの状態から回復するためには、区、関係機関、地域等がひきこもりの状態にある人などとつながり続けることが大切であると認識し、オンライン居場所や駄菓子屋居場所よりみち屋の開設、区民や地域を対象にした講演会の実施など、様々な施策を展開しており、ひきこもり支援への本気度が感じられました。

④ひきこもりに係わる関係機関との連携強化

ひきこもりの状態にある者及びその家族の支援を目的とし、区役所内のあらゆる部署の連携強化を進めるために設置された「ひきこもり支援連携会議」。

また、様々な立場の代表者が参加し、江戸川区のひきこもり施策への助言や研究、関係機関との連絡調整や情報共有の実施を行う「ひきこもり支援協議会」の設置など、ひきこもりに係わるあらゆる関係機関との連携強化が図られており、当事者などへの切れ目のない、きめ細かな支援を行うための体制が整備されていると思いました。

令和6年度教育福祉常任委員会行政視察報告書

高崎市ヤングケアラーSOSサービス事業について

視察日時：令和6年5月9日（木）13:30～15:00

視察場所：高崎市役所（群馬県高崎市高松町35-1 TEL027-321-1111（代表）

説明者：教育委員会事務局教育部部長 依田 哲夫 様

教育委員会事務局学校教育課課長 松村 久美 様

教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼ヤングケアラー支援担当係長

金井克代 様

参加議員：内田美恵子、日暮俊一、甲斐俊光、島田安子、早川 真、芝田真代、
岩井 康、江川克哉

執行部参加者：子ども部長 星 範之

随行者：議会事務局次長 工藤 文、次長補佐 栗原卓哉

1. 観察目的

家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行うことにより、学業や部活に専念することができないヤングケアラーが社会問題となっている。

全国的にも先進的な事例である高崎市の「ヤングケアラーSOS事業」をヤングケアラー支援に活かすことを目的としている。

2. ヤングケアラー支援のきっかけ

高崎市が令和3年に市立中学校25校と高校1校の校長に聞き取り調査を実施したところ、各校に1～2人程度、ヤングケアラーの可能性がある子どもがいることが明らかになった。

結果を受けて高崎市は「高崎の子どもは高崎が守る」というスローガンを掲げ、支援を開始することになった。

3. ヤングケアラーの発見方法

子どもたちが自ら支援を求めて相談に訪れるることは多くない状況。そこで

高崎市は学校をはじめ、様々な機関との連携を重視した。「学校は子どもの情報をよく把握している場所。事業を理解してもらうことで異変に気付き、ヤングケアラーの可能性がある子どもの発見につながると考える。また市立校（園）長会議や、県内公私立高校校長会にも出向き、事業の周知をしていく。」

さらに地域の民生委員や主任児童委員、高齢者あんしんセンター、相談支援事業所などにも足を運び、事業内容を説明。ヤングケアラーの可能性がある子どもに気付いたら相談して欲しいと依頼している。「例えば、高齢者から“中学生の孫がお風呂に入ってくれる”、病気を患っている保護者から“体が思うように動かないため、子どもが料理をつくってくれる”などと聞いた際は、支援担当に相談してもらうようにお願いをしている。」

また、教育委員会の中に相談窓口がある強みを活かし、教育委員会指導主事と一緒に学校に出向いて、直接話を聞いている。

4. 支援内容

●目的：家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行っている子どもに代わって家事介護等を行うサポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの生活における負担の軽減を図る。

●派遣開始年月：令和4年9月

●対象：高崎市内全域の中学生高校生

※要望があれば小学生も

●提供する支援：生活の援助（掃除、洗濯、調理等）、きょうだいの世話（身の回りの世話等）、家族の介護（食事、排泄の介助、衣類の交換等）

※提供する支援は、対象ごとにヤングケアラー支援推進委員会が決定する。

●サービスの提供：1対象につき1日2時間、週2日を上限に無料でサポーター（原則2名体制）を派遣

※サービスの提供は、ヤングケアラー支援推進委員会が決定した曜日・時間に行う。

●予算額と積算の根拠：令和6年度予算として9,700万円を計上している（全て単費）。支援が必要と思われる子どもを60人と想定して積算。

●委託業者：委託業者は「ケアサプライシステムズ株式会社」。公募によるプロポーザルを経て選定（理由としては、業務実施体制の充実、人材の確保）。高崎市の介護SOSサービスでも実績あり。サポーターとして活動するホームヘルパーの人選及び活動の管理を行う相談員を配置。学校教育課との連絡調整を行う。

●利用申請：申請者は、ヤングケアラーと同居する保護者

※特別な事情がある場合はこの限りではない。

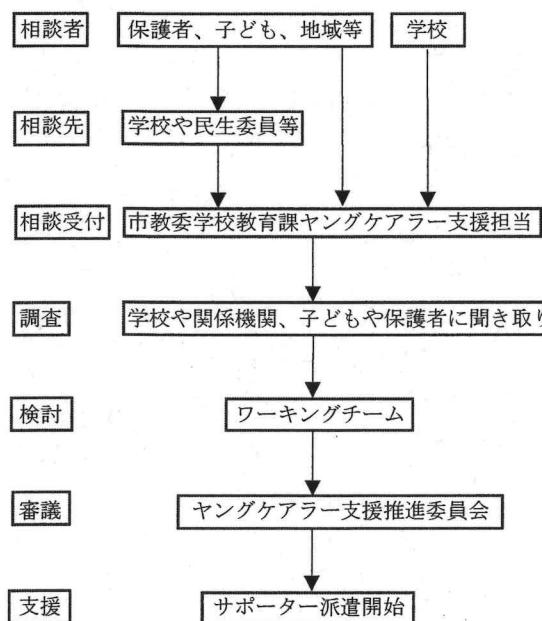
●ヤングケアラー支援推進委員会：構成は、有識者6名（委員長・副委員長のほか委員4名）。原則、月1回委員会を開催。

※ただし、緊急性があるケースの審議については臨時開催も可能。

対象認定やワーキングチーム設置の可否。ワーキングチームで検討した支援等について審議し、支援の可否、支援する内容について決定。

●ワーキングチーム：相談があった生徒に個別のワーキングチームを設置。チームは、生徒及びその家族を支援する機関の担当者並びに委託業者で構成。福祉部並びに児童相談所担当部にヤングケアラーSOSの総括担当者。ヤングケアラー支援担当、委託業者相談員はチームメンバーと事務局兼任。ヤングケアラー支援担当で調査した内容及び各機関の情報をもとに支援策について検討。

●相談から支援体制まで



※調査の結果、ヤングケアラーソス以外の福祉施策等が利用できそうな場合は、

福祉部及び子育て支援担当部、児童相談所担当部と一緒に確認を行う。

●事業周知：広報高崎・高崎市ホームページ・ラジオ高崎、市立校（園）長会議、県内公私立高校校長会、高崎市民生委員児童委員協議会、高崎市こどもを守る地域協議会、高齢者安心センター、相談支援事業所、医療機関、NHKニュース、JR駅構内モニター

- 相談窓口：高崎市教育委員会学校教育課 ヤングケアラー支援担当
- 職員体制：係長1名、職員4名、スクールソーシャルワーカー1名、相談員2名
- 業務内容：相談受付、家庭状況調査（学校や家庭、関係する機関への訪問等）、ヤングケアラー支援推進委員会・ワーキングチーム事務局、委託業者との調整・関係機関との連携、サポーター派遣開始後のフォロー等
- 支援後の児童からの感想：「ゆとりの時間を持てるようになり、大変感謝している。」「遊ぶ時間や勉強する時間が持てた。」
- 課題点：ネグレクト（育児放棄）の場合、家事を支援することはネグレクトを助長することになるので、支援できない。ヤングケアラーとの違いを見定める必要がある。

5. 所感

ヤングケアラーを発見するための必死なご努力や執念を感じました。平日昼間に買い物をしている、平日昼間に公園で遊んでいる、通院に付き添っている児童を見つけては声掛けをしている。また、アンケート調査に工夫を凝らして「普段、家の手伝いをしていますか。」等の質問をすることにより、ヤングケアラーであることを特定している。

高崎市の潤沢な予算規模によることが大きいと思うが、担当者の責任感、使命感は特筆すべきものであると感じました。

まったく同じことを我孫子市で行うことは、大変難しい実情はあるかと思いますが、少しでも近づけるご努力を期待します。